

二級河川三渡川水系河川整備基本方針

平成20年9月

三重県

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

三渡川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松ヶ崎浦において伊勢湾に注ぐ、流路延長約 21.1 km、流域面積約 54.31 km²の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の1市からなり、流域の土地利用は、山林が約 23%、水田や畑地等の農地が約 60%、宅地等の市街地が約 17%となっている。また、県を縦断する主要幹線である国道 23 号及び国道 42 号が横過し、近年では国道 23 号のバイパスとして中勢バイパスが流域内に建設され、さらに流域内には伊勢自動車道・松阪インターが立地するなど、三渡川水系の河川における治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

三渡川水系は、標高 700m を超す堀坂山から、北東方向に傾斜している。山地部は主に花崗岩によってできており、山地部と丘陵地の間には島戸断層(確実度 I の活断層)が走っている。中上流域においては、河川によって形成された氾濫平野が広がり、下流部の感潮・汽水域は埋め立て地となり干潟が広がっている。流域内の年間降水量は(1998~2005 年:松阪市)1,660mm 程度であり、県内の平均的な降水量である。

三渡川流域は、植林地として利用されている山地部に発し、水田地帯の集落を縫うように流下し、河口部に至るまで豊かな自然環境と景観を有している。また、歴史的にも古くから拓けていたため、多くの埋蔵文化財包蔵地が点在している。

三渡川水系の山地部は、針葉樹の植林やアカマツ-落葉広葉樹林が広がり、山地部の区間は短いが山容は急峻で中腹の河床は大きな石が点在している。

水田地帯を流下する中上流域は、「向山古墳」などの原始・古代の古墳が広く分布し、古くから開かれた地域であったと言える。河岸に点在するマダケ林やメダケ群落は、キジバトやヒヨドリなどの鳥類の生息がみられ、河道内には堀坂川や三渡川中流域にてまとまったヨシ原が見られる。百々川中流域などの緩流部にはコカナダモ等の水草の生育がみられる。

河道内のヨシ原は多くのエビ、カニ、貝類が生息しており、魚類にとっても採餌場所、隠れ場所などの役割を果たしている。また、オオヨシキリ、セ

ツカ、カルガモ等の繁殖場所やサギ類等の生息場所にもなっており、ハヤブサ等の猛禽類が採餌場所として利用している他、カワセミも確認されている。

魚類では、平瀬を生息場所とするオイカワや淵等で生息するコイやギンブナが生息している他、ヌマチチブ等も生息する。また、メダカ、ウツセミカジカ、ヤリタナゴ等の貴重種や、繁殖の為に河口域へ移動するモクズガニも確認されている。

下流部の感潮・汽水域では、「^{きんぐうかいどう}参宮街道」の起点になるなど、大和・伊勢を結ぶ道の要衝として賑わい、南北朝時代には戦略上の要衝としてしばしば戦場となり、戦国時代には三渡川下流に^{おだのがかつ}織田信雄により「^{まつがしま}松ヶ島城」が築城され、現在でも国道 23 号が横過するなど、交通の要衝となっている。鉄道では、J R ^{きせい}紀勢本線・^{めいしょう}名松線、近鉄山田線が横過し、その区間では川幅が狭く、治水上重要な箇所である。植生はほとんどみられずシオクグの小規模群落が点在する程度であるが、止水域にはまとまったヨシ原が見られ、オオヨシキリ等の鳥類の繁殖場所やトンボ類の羽化や成虫の採餌、休息場所としても利用されている。

広い開放水面や干潟を有する感潮・汽水域では、干潮時には広大な干潟が出現し、カモ類やシギ類、カワウなど、水辺に依存する種が多く生息するとともに潮干狩り等にも利用されている。魚類では、潮の影響を受ける為、マハゼ、ビリンゴ等の汽水性魚類が多く見られ、干潟ではアリアケモドキ、チゴガニ等の甲殻類やヤマトシジミ等の汽水性貝類が生息している。

水質については、三渡川水系では水質基準の類型指定はされていないが、松阪市の環境課環境保全係において実施された平成 13 年度～平成 17 年度までの計測結果によれば、BOD 値では、三渡川、堀坂川は A 類型（BOD75% 値が 2mg/l 以下）相当と水質は良好であり、百々川では平成 16 年までは B 類型～C 類型であったが平成 17 年では A 類型に近づいている。

また、当流域内は「中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）」として下水道整備が進められており、水質の改善が期待される。

三渡川における治水事業は、昭和 40 年から災害関連事業として部分的な改修が行われ、昭和 47 年からは堀坂川合流点から J R 名松線まで局部改良事業が行われた。昭和 51 年より中小河川改修事業として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。

堀坂川は、昭和 42 年から災害関連事業、小規模河川改修事業として管理延長の約 7 割にて事業が実施され、平成 2 年からは小規模河川改修事業により残りの管理区間も事業が実施された。

百々川は、昭和 52 年より高潮対策として排水機場及び松ヶ崎水門が改修された。昭和 63 年より小規模河川改修として着手し、現在は広域河川改修事業

として改修を進めている。

岩内川は、昭和 46 年から災害関連事業として三渡川合流点から J R 名松線まで事業が実施された。

中川は、河口から国道 42 号付近まで部分的な改修が行われている。

百々川河口部の松ヶ崎地区においては、中部地方整備局津松阪港事務所により平成 13 年から堤防耐震対策工事が実施されている。

三渡川流域の平野部においては内水区域が多く、昭和 40 年代より農林水産省の補助事業である湛水防除事業が松ヶ崎地区（松ヶ崎、六軒排水機場）、三雲南部地区（小津、津屋城、中原、中之庄、上之庄排水機場）、田村地区で実施されている。その後、昭和 50 年代より津屋城地区、上之庄地区、中之庄地区、田村地区において排水対策特別事業としてポンプ能力が増強されるなどの内水対策が実施されている。

海岸部の高潮堤防は、昭和 28 年台風 13 号の復旧工事により現堤防の基礎となる改修が行われ、その後の伊勢湾台風（昭和 34 年 9 月）の復旧工事により現在に至っている。

近年の被災としては、平成 5 年 11 月に床下浸水、平成 12 年 9 月の東海豪雨及び平成 16 年 9 月の台風 21 号により床下・床上浸水等の被害が生じている。

河川水の利用に関しては、古くからかんがい用水として利用され、水系全体で許可水利 6 件、慣行水利が 13 件の水利権があり、許可水利、慣行水利ともに全て農業用水としての取水である。取水口は許可水利で三渡川の岩内川合流点上流に 4 ヶ所、岩内川と堀坂川にそれぞれ 1 ヶ所となっており、慣行水利は三渡川で 2 ヶ所、堀坂川で 11 ヶ所となっている。

許可水利の年間合計取水量は最大で $0.541 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、慣行水利の合計受益面積は 75ha となっている。

取水方式は、許可水利権はすべて頭首工による堰上げ取水であり、慣行水利には堰上げ取水、自然取水方式が見られる。

河川の利用については、堀坂川上流の森林公園付近での散歩、ジョギング等、河口部の干潟では潮干狩りや魚釣りを楽しむなど住民の身近な空間として利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事・河川工作物の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川利用の現況並びに河川環境の保全を考慮して、治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。

また、流域が交通の要衝という重要な地域であることを踏まえて、松阪市と協力し、社会経済情勢との調和を図り、かつ松阪市の都市計画及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに段階的な整備を進め三渡川水系の総合的な保全と利用に努める。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、概ね 30 年に 1 回程度発生する規模の降雨にて発生する流量に対応できるよう築堤、護岸、河床掘削等の河道整備を進める。計画規模を上回る洪水、あるいは整備途上段階における洪水の被害を最小限に抑えるよう、土地利用や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を松阪市等関係機関や地域住民と連携して推進する。

また、情報伝達及び警戒避難体制の整備や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時からの防災意識向上や水防活動の充実に努める。

河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持に関しては、現在流況における特段の問題は生じていないが、今後とも関係機関との連携のもと、適切な水利用が図られるよう努めるとともに、渇水時の情報伝達の整備、綿密な情報提供等水利用の効率化を促進し、さらに既得利水の取水が安定的になされ、かつ良好な水環境が維持・改善されるよう努める。このため、河川における流量観測を実施し、流況等の把握に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、流域内河川の自然環境及び河川利用の実態把握に努め、治水・利水面との調和を図りつつ、河川が本来有する動植物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備に努める。

山地部においては、優れた景観や多様な生物に対して良好な環境を提供している樹林等の保全に努める。

水田地帯を流下する中上流域においては、そこに生息する生物への影響に配慮し瀬・淵や州、河畔林等の多様な空間の保全に努める。

下流の感潮・汽水域においては、自然干潟等水鳥や水生生物、トンボ類に良好な環境の保全に努めると共に、流域住民の潤いと憩いの場としての環境整備並びに景観の保全に努める。

さらに、水質に関しては、松阪市等関係機関と連携し、下水道整備や生活排水対策等、流域全体の取り組みの推進を図るとともに、水質全体に対する住民への啓発に努める。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切に行う。三渡川では、高潮堤防が整備されており、十分機能が果たされるよう維持管理を行う。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

三渡川における基本高水のピーク流量は、概ね 30 年に 1 度程度発生する規模の降雨にて発生する流量を、基準地点の津屋城において $280\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道により安全に流下させる。

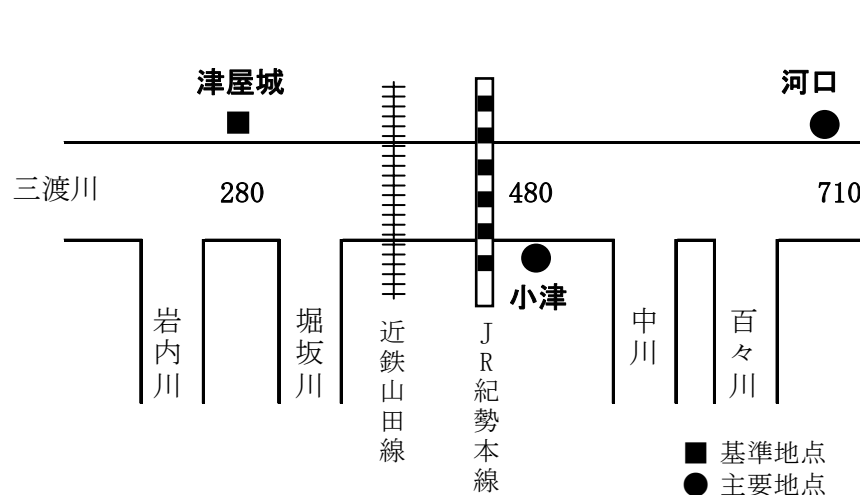
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/sec)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/sec)	河道への配分流量 (m^3/sec)
三渡川	津屋城	280	—	280

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

三渡川における計画高水流量は、基準地点の津屋城において $280\text{m}^3/\text{s}$ とする。

堀坂川に排水ポンプを合わせ主要地点小津にて $480\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに下流にて中川・百々川及び排水ポンプを合わせ主要地点河口において $710\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に関わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅一覧表

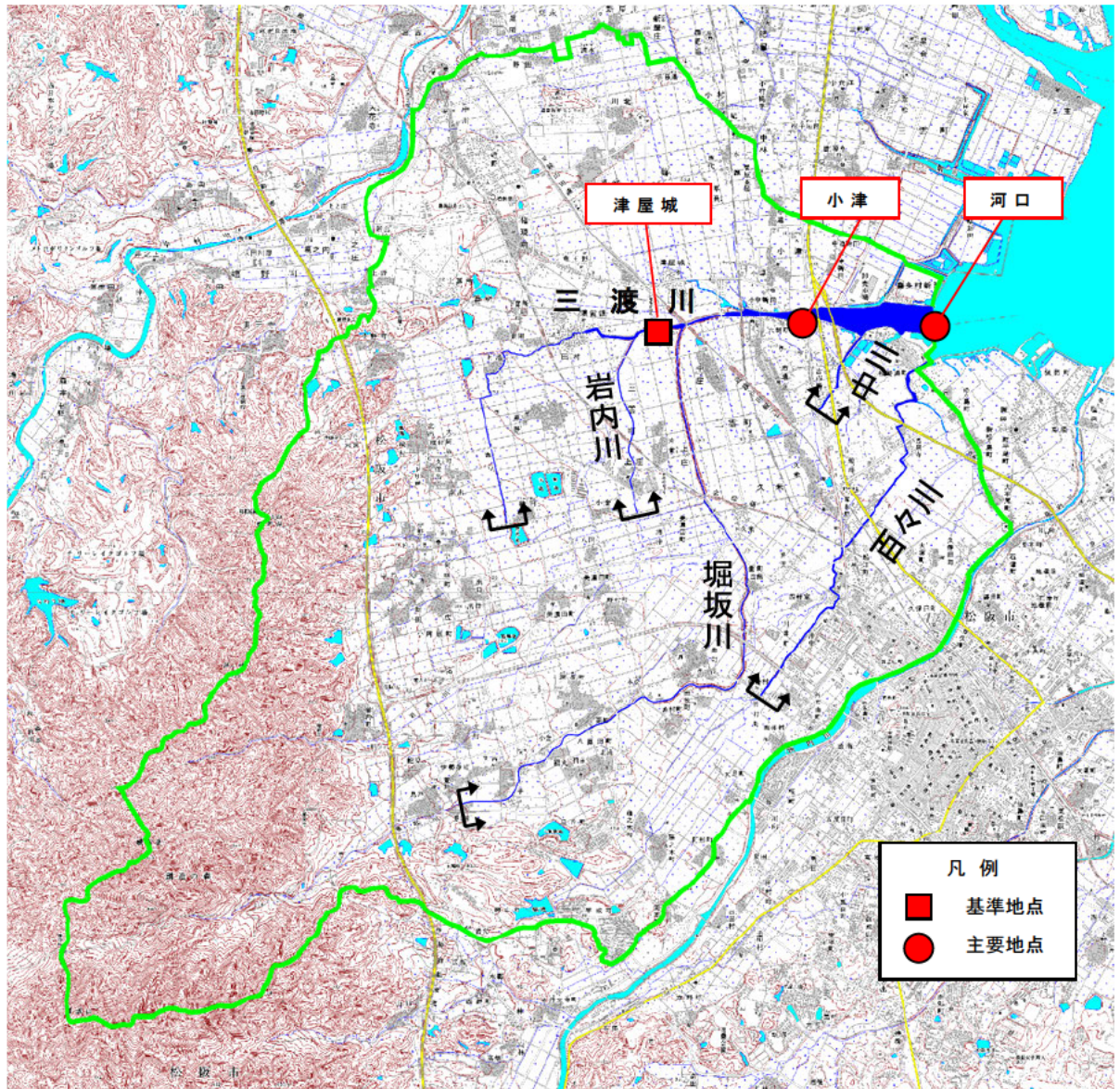
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
三渡川	津屋城	2.8	3.14	60
	小津	1.8	2.90※	65
	河口	0.0	2.90※	500

(注1) T.P.は東京湾平均海面
※計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

三渡川水系の河川水の利用については、許可水利 $0.541\text{m}^3/\text{s}$ 、及び 75ha の農地に対する慣行水利として、流域の水田、畑地の農業用水に利用されている。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、今後流況の把握を行うとともに取水実態や動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行った上で設定するものとする。



参考図：三渡川水系図